

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）運営規定

（事業の目的）

第1条 医療法人三星会茨城リハビリテーション病院が開設する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所（以下「事業所」という）が行う、指定通所リハビリテーション（指定介護予防通所リハビリテーション）事業の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）（以下「通所リハビリテーション等」という）の提供に当たる職員が、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）にあり、かかりつけの医師（以下「主治医」という）が指定通所リハビリテーション等の必要を認めた高齢者に対し、適正な通所リハビリテーション等を提供することを目的とする。

（事業の運営方針）

第2条 利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他の必要なリハビリテーションを行うことにより利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指す。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称および所在地は、次の通りとする。

- ① 名称 地域リハビリセンター 茨城リハビリテーション病院デイケア
【通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業所】
- ② 所在地 茨城県守谷市同地字仲山 360 番地

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次の通りとする。

- ① 管理者 1名（常勤兼務1名）
管理者は、事業所の職員の管理及び業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
- ② 医師 1名（常勤兼務1名）
医師は、利用者及び理学療法士等に対して、介護、リハビリテーション及び健康管理上の指導等を行う。
- ③ 理学療法士 1名（常勤1名）ほか必要数
理学療法士は、リハビリテーションの計画及び実施、またその指導等を行う。
- ④ 作業療法士 1名（常勤1名）ほか必要数
作業療法士は、リハビリテーションの計画及び実施、またその指導等を行う。
- ⑤ 言語聴覚士 1名（常勤1名）ほか必要数
言語聴覚士は、リハビリテーションの計画及び実施、またその指導等を行う。

- ⑥ 看護職員 1 名（常勤 1 名）

看護職員は利用者に対し必要な看護及び支援を行う。

- ⑦ 介護職員 2 名（常勤 2 名）以上

介護職員は、利用者に対し必要な介護を行う。

- ⑧ 事務職員 1 名（常勤兼務）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第 5 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から土曜日（12 月 31 日～1 月 3 日は休業）とする。
- ② 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。

（利用定員）

第 6 条 事業所の利用定員は、1 日 50 人とする。

（サービス内容）

第 7 条 事業所の提供するサービスの内容は次のとおりとする。

- ① 通所リハビリテーション計画(介護予防通所リハビリテーション)の立案
- ② 送迎
- ③ 健康チェック
- ④ 介護
- ⑤ 入浴（在宅入浴につなげられるようにあえて一般浴槽での訓練入浴で対応します。）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 食事の提供(栄養改善サービス)
- ⑧ 相談援助サービス
- ⑨ その他

（利用料等）

第 8 条 通所リハビリテーション等を提供した場合の利用者負担の額を別に定める料金表により支払いを受ける。

- (1) 保険給付の自己負担額を、別に定める料金表により支払いを受ける。
- (2) 食事材料費、日常生活費、おむつ代、その他の費用を別に定める料金表により支払いを受ける。

（通常の事業の実施地域）

第 9 条 通常の事業の実施地域は、守谷市、つくばみらい市、取手市の地域内とする。

その他の地域については、要相談。

- (1) 通常の事業提供地域以外の交通費について

1 利用日 500 円 とする。

(サービス利用にあたっての留意事項)

第 10 条 利用者は通所リハビリテーション等の提供を受けるにあたっては、医師の診断や日常生活上の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるようにする。

(緊急時等における対応方法)

第 11 条

- 1 職員は、通所リハビリテーション等の実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当てを行うとともに、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。
- 2 職員は、前項について、しかるべき処置をした場合は速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(非常災害対策)

第 12 条 非常災害が発生した場合、職員は利用者の避難等適切な措置を講ずる。また、管理者は、日常的に具体的な対処方法、避難経路及び協力期間等との連携方法を確認し、災害時には避難等の指揮をとる。
非常災害に備え、定期的に避難訓練等を行う。

(利用契約)

第 13 条 通所リハビリテーション等の提供の開始にあたり、利用者および家族等に対して通所リハビリテーション等利用約款並びに重要事項の説明を行った上で、利用者またはその家族等と利用の同意を得るものとする。ただし緊急を要すると管理者が認める場合にあっては、利用同意書の提出はサービスの開始後でも差支えないものとする。

(衛生管理)

第 14 条 通所リハビリテーション等を提供するのに必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に十分に留意する。
職員は、感染症等に関する知識の習得に努める。

(秘密保持)

第 15 条 職員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。
事業者は、職員であった者に、業務上知り得た利用者または家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

(通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション計画）の作成)

第 16 条

- 1 職員は、診療または運動機能検査、作業能力検査等を基に、共同して、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、リハビリテーションの目標、当該目標を達成するための具体的なサービス内容等を記載した、通所リハビリテーション計画等を作成する。
- 2 通所リハビリテーション計画は、既に居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画）作成されている場合は、当該居宅サービス計画（介護予防サービス支援計画）の内容に沿って作成する。
- 3 職員は、通所リハビリテーション計画等の作成に当たっては、その内容について利用者、またはその家族に対して説明し、利用者の同意を得る。
- 4 職員は、通所リハビリテーション計画等を作成した際には、当該通所リハビリテーション計画等を利用者に交付する。
- 5 職員は、それぞれの利用者について、通所リハビリテーション計画等に従ったサービスの実施状況及びその評価の記録を行う。

（サービスの提供の記録）

第 17 条

- 1 職員は、通所リハビリテーション等を提供した際には、その提供日及び内容、当該通所リハビリテーション等について介護保険法第 41 条第 6 項または同第 53 条第 4 項の規定により、利用者に代わって支払いを受ける保険給付の額その他の事項を、利用者のサービス利用票等に記載するものとする。
- 2 事業者は、通所リハビリテーション等を提供した際には、提供した具体的サービス内容等を記録するとともに、利用者から申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供する。

（苦情処理）

第 18 条

- 1 事業者は、提供した通所リハビリテーション等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するため、受付窓口の設置のほか必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業者は、前項の苦情を受けた場合には、当該苦情の内容等を記載する。

（事故発生時の対応）

第 19 条

- 1 事業者は、利用者に対する通所リハビリテーション等の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る主治医及び居宅支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は、前項の事故の条及び事故に際してとった処置について記録する。
- 3 事業者は、利用者に対する通所リハビリテーション等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(記録の整備)

第 20 条 事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。

1 事業者は、利用者に対する通所リハビリテーションの等の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から 2 年間保存する。

- ① 通所リハビリテーション計画（介護予防通所リハビリテーション）
- ② 第 17 条第 2 項に規定する提供した具体的なサービス内容等の記録
- ③ 利用者に関する市町村への通知に係る記録
- ④ 第 18 条第 2 項に規定する苦情の内容等の記録
- ⑤ 第 19 条第 2 項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(虐待防止のための措置に関する事項)

第 21 条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止の責任者は管理者とする
- (2) 「虐待防止委員会」を設置し、虐待防止のための対策の検討と体制の整備を行う
- (3) 虐待を防止するための従業者に対する啓発・普及のための研修の実施
- (4) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報する。

(その他運営に関する重要事項)

第 22 条 事業者は、職員の質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設ける。

1、① 採用時研修 採用後 1 か月・1 年

② 継続研修 随時

③ 同法人全体研修 随時

2 この規定の定める事項のほか、運営に関する重要事項は、医療法人三星会理事長と管理者等が協議に基づいて定めるものとする。

付則

この運営規定は、平成 30 年 2 月 1 日より施行する。